

議員提出第四号議案

尖閣諸島領海侵犯事件の不起訴処分に抗議し、万全の領域警備を求める意見書

昨年九月に発生した尖閣諸島領海侵犯事件について、那覇地検は一月二十一日、海上保安庁艦船に衝突した中国船船長を不起訴（起訴猶予）処分とした。重大かつ悪質な事件であるにもかかわらず、不起訴処分としたことは、今後、同様の事件が発生した際の前例を残すこととなり、到底この措置に納得することはできず、嚴重に抗議する。

昨年事件は、わが国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせている。わが国は、四方を海に囲まれ世界第六位の排他的経済水域を誇っている。豊かな海と六千八百五十ニからなる島嶼の安全確保は、わが国にとって死活的に重要な国益である。

よつて、国会及び政府におかれては、昨年の尖閣諸島領海侵犯事件を風化させないためにも、次の事項について速やかに実現を図り、領域警備に対する国民の信頼回復に努めるよう強く要望する。

一 海上保安庁艦船に対する衝突等による損害については、中国政府に対して賠償請求を速やかに行うこと。

二 わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
法務大臣	江田五月殿
外務大臣	松本剛明殿
国土交通大臣	大畠章宏殿
防衛大臣	北澤俊美殿